

短期入所利用料金

(短期入所療養介護)

令和 元年10月1日改定

《介護サービス》 在宅強化型

■基本料金

(介護保険適用の1日あたりの自己負担額)

利用料負担2割として記載

	要介護(1)	要介護(2)	要介護(3)	要介護(4)	要介護(5)
多床室(2人・4人部屋)	1,752円	1,900円	2,024円	2,136円	2,240円
従来型個室(個室)	1,594円	1,736円	1,860円	1,972円	2,082円

《介護予防サービス》

■基本料金 (1日あたり)

	要支援 1	要支援 2
多床室(2人・4人部屋)	1,316円	1,626円
従来型個室(個室)	1,238円	1,518円

■滞在費・食費

<1日あたり>

	滞 在 費		食 費	
	多 床 室	従来型個室	多 床 室	従来型個室
利用者負担第4段階	460円	1,560円	1,380円	朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円
	滞在費負担限度額		食費負担限度額	
	多 床 室	従来型個室	多 床 室	従来型個室
利用者負担第1段階	0円	490円	300円	
利用者負担第2段階	370円	490円	390円	
利用者負担第3段階	370円	1,310円	650円	

※利用者負担第1段階から第3段階の方は、ご入所の際に「介護保険負担限度額認定証」をご提示下さい。

《介護サービス・介護予防サービス共通》

■加算料金

(介護保険適用の1日あたりの自己負担額)

加算の種類	料 金	加算条件等	加算の種類	料 金	加算条件等
夜勤職員配置加算※	48円	1日につき	療養食加算	16円	1回につき(1日3回を限度)
個別リハビリテーション実施加算	480円	1回につき	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	6円	1日につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	400円	1日につき(入所日から7日を限度)	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	8円	
★緊急短期入所受入加算	180円	1日につき(入所日から7日を限度)	緊急時治療管理加算	1,036円	1月に1回連続する3日を限度
若年性認知症患者受入加算	240円	1日につき	特定治療	医科診療報酬点数表に基づく	
★重度療養管理加算	240円	1日につき	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※	36円	1日につき
送迎加算	368円	片道につき	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に3.9%を乗じた単位数の1割
在宅復帰・在宅療養支援機能加算※	92円	1日につき	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に2.1%を乗じた単位数の1割

※の加算は、基本料金の日数と同じ日数分が加算されます。 ★要支援の方は算定対象外です。

■その他の料金

<1日あたり>

●洗濯代(※)	120円
●持込家電製品電気代	50円
●理容代(整髪)	2,000円
● " (顔剃り)	1,500円
● " (カット)	1,500円

介護老人保健施設

桜の園 (さくらのその)

〒010-0057

秋田県秋田市下北手梨平字登館8番地

TEL(018)839-5977 FAX(018)839-5971

e-mail: sakura8@d4.dion.ne.jp

※1ヵ月定額3,600円になります。月途中での利用開始、中止は日割計算になります。

■加算料金

(介護保険適用の1日あたりの自己負担額)

令和 元年10月1日改定

加算等の項目	料金	加算条件等
夜勤職員配置加算※	48円	1日につき(夜勤時間帯に入所者様100名につき5人の職員が勤務時間換算でいる場合)
個別リハビリテーション実施加算	480円	1回につき(作業療法士が1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	400円	1日につき(自立度がⅢ以上であって、在宅生活が困難であると医師が判断した者)(入所日から7日を限度)
緊急短期入所受入加算(要支援を除く)	180円	介護支援専門員が緊急に利用が必要と認めた方で、かつ居宅サービス計画にない利用の場合。認知症行動・心理症状緊急対応加算算定時は算定しない
若年性認知症利用者受入加算	240円	1日につき(若年性認知症の利用者を受け入れた場合)
重度療養管理加算(要支援を除く)	240円	1日につき(要介護4または5の方で、計画的な医学的管理を継続して行い、療養上必要な処置を行った場合)
送迎加算	368円	片道につき(居宅と短期入所療養介護事業所との間の送迎を行った場合)
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)※	92円	在宅復帰・在宅療養支援等指数が70以上で、地域に貢献する活動を行っていること
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	6円	1日につき 施設の入所者総数のうち、自立度のランクⅢ、ⅣまたはMに該当する入所者の割合が50%以上であること。認知症介護実践リーダー研修を修了している者を必要数配置していること
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	8円	1日につき 認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準に適合すること。認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定していること
療養食加算	16円	1回につき(1日につき3回を限度 療養食:糖尿病食、腎臓病食、貧血食等を提供した場合)
緊急時治療管理加算	1,036円	1日につき(緊急時治療を行った場合。1月に1回連続する3日を限度)
特定治療		医科診療報酬点数表に基づく
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ※	36円	1日につき(介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に3.9%を乗じた単位数の1割
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に2.1%を乗じた単位数の1割

※の加算は、基本料金の日数と同じ日数分が加算されます。